

マリレジャーに関する安全情報など様々な情報をお届けします！

## 海の事故情報 2月のマリレジャーに伴う海難発生状況

「船舶海難」、「海浜事故」共に発生はありませんでした。

しかし、海中転落に関する偽りの通報が2件ありました。概要は次のとおりです。

▶ 2月22日（日）、警察署から「小名浜2号埠頭から人が落ちたとの通報があった。」と福島海上保安部に通報がありました。福島海上保安部では巡視艇を出動させるとともに海上保安官を現場に急行させ、またパトロール中の航空機（仙台航空基地所属ヘリコプター）に対しても捜索を依頼しました。現場においては捜索を展開するも、転落者及び通報者自身の所在とその状況が判明せず、また警察官とともに付近の釣り人から事情聴取するも目撃情報もなく、海中転落の痕跡も見当たりませんでした。警察への通報は警察署の一般加入電話に架けられ、電話番号は非通知でさらに同通報者は、自身が転落者本人であるとのことですが、氏名等を明らかにしないうえに緊迫した状況が窺えず、質問等への回答が曖昧だったということでした。

▶ 2月23日（月）、警察署から「仙台港内で釣り人本人から海中転落した。現在、ロープに掴まっているので助けて欲しいとの通報があった。警察と消防で捜索しているが見つからない。通報者とは、今も電話で通話中。」と宮城海上保安部に通報がありました。直ちに海上保安官を急行させるとともに、海保小型救難艇も出動させました。先行で捜索している警察及び消防と連携しながら捜索を行いました。転落した場所の詳細が明らかでなく、仙台港奥の中央公園から南防波堤に自転車で走っていたところ、転落したというものでありましたが、同区間においては、転落したと思われる痕跡もなく、転落者の発見には至りませんでした。転落者本人からの救助要請は警察署の一般加入電話への通報であり、しかも電話番号が非通知で住所・氏名等

に関しては、二転三転して曖昧であり、2時間以上も通話するもその状況から緊迫した状況が窺えず、さらに位置を特定させるために110番通報を促したけれども、一向に110番通報はされなかったというものでした。救助通報が午後10時42分であり、通報の電話が切断（午前1時頃）されるまでの間、さらに深夜に及ぶ時間帯まで付近海上をくまなく捜索するも発見に至らず、24日は日の出とともに警察、消防、海保により捜索を実施しましたが、転落者の発見に至らず、また転落した痕跡もありませんでした。これらの状況から、通話の状況も含めて、偽りの通報と判断されました。



これらは「海中転落者情報」に虚偽の通報です。

これは意図的であり、「犯罪」です。我々海保や警察・消防等救助機関は、何時だって人命にかかる救助要請があれば、どんなときでも救助に向かいます。それを使命としているからです。

偽りの通報なんて想定していませんから、直ちに現場急行する。これが鉄則です。なのに「愉快犯」の如く、偽りの通報をするなんて・・・。

### ワンポイント講座 『小型船舶操縦者』に関する規定について

船舶職員及び小型船舶操縦者法により、「小型船舶操縦者」に関する規定が設けられ、「船長の遵守事項」が以下のとおり規定（抜粋）されています。

なお、詳細は別紙のとおりです。

### 船長の遵守事項（要約したものです。）

- 1 酒酔い操縦の禁止
- 2 免許者の自己操縦（港則法の適用のある港内、海上交通安全法の航路内）
- 3 危険操縦の禁止
- 4 ライフジャケットなどの着用
- 5 発航前の点検の実施
- 6 見張りの実施
- 7 事故時の人命救助

1～4 に違反すると、免許停止などの行政処分の対象となる場合があります。

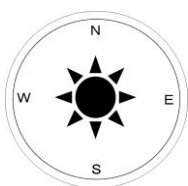
### 海難防止活動

海での事故が増加しております。これからマリレジャーに関する事故も懸念！！  
新年度を迎え、第二管区海上保安本部では、事故防止の指導、周知啓発活動を強化しています。

**4月25日（土）～5月6日（水）・・・ゴールデンウィーク安全推進活動**

**同期間の前においても海上保安官の鋭い目が光っております。 後も！！**

### 羅針盤 編集担当者の四方山話的コラムです。



「マリレよろず屋」 編集担当者からの一言。

～♪♪～ 雪が溶けて川になって流れてゆきます。～～

～～ もうすぐ春ですね。～♪♪～～

「ボートの点検」もしまししょうね。

昨年のプレジャーボートの海難では、全体 29 隻のうち  
**機関故障 → 7 隻、運航障害 → 6 隻**です。半数近くも。

※ 機関故障 → 主機等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。

※ 運航障害 → バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。

これらの事故は、「発航前の点検」を充分に行うことで防ぐことができるはずですが、そのほかには、遊漁の対象となる魚種・ポイント・道具を調べることも大事ですが、**気象・海象・水路の収集や事前調査も行うこと。！！**

『発航前の点検』等ボートの点検・整備に関することは、「マリレ情報よるす屋」で以下のとおり掲載し、事故防止を願っております。

平成 24 年 8 月【創刊号】 ワポ イト講座「出港前点検について」

平成 26 年 3 月【第 19 号】 ワポ イト講座「春です！冬ごもりしていたボートも点検整備を！」

平成 26 年 4 月【第 20 号】 ワポ イト講座「船外機の手入れ」

平成 26 年 6 月【第 26 号】 ワポ イト講座「出港前の点検…重要なので、再掲します…」

みなさんは、船舶の所有者であって、運航者であって、責任者であって、そして船長なので、『発航前の点検』が重要であることは「誰よりも」認識していると確信しております。

### しっかり発航前点検を行い、運航中も確認していますか

<b>燃料</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>● 燃料は十分ありますか</li><li>● 燃料こし器の目詰まりはないですか</li><li>● 燃料コックを開けましたか</li></ul>	<b>エンジンオイル</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>● オイルは規定量ありますか</li><li>● エンジンからの漏れはないですか</li><li>● 定期的に交換していますか</li></ul>	<b>冷却水</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>● 冷却水は規定量ありますか</li><li>● 海水用こし器の目詰まりはないですか</li><li>● 海水吸入弁は全開ですか</li></ul>
<b>バッテリー</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>● 十分な電圧はありますか</li><li>● 端子に錆みはないですか</li><li>● バッテリー液は十分ありますか</li></ul>	<b>エンジン</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>● 排気ガスの温度、色、臭いは正常ですか</li><li>● 冷却水排出状況、温度及びオイル圧力は正常ですか</li><li>● 運転音、振動は正常ですか</li></ul>	<b>漂泊中</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>● 電装品を使いすぎていませんか</li><li>● 再始動時、クラッチ中立やキルスイッチを確認していますか</li></ul>

## 大切な命! 自分で守る

海上保安庁では、大切な命を自分で守るため、そして、一人でも多くの人を救助できるよう、次の3つを基本とする「自己救命策確保」を推進しています。



ライフジャケット  
の常時着用



携帯電話などの  
連絡手段の  
確保



救助要請  
は118番

海のもしもは!  
**118**

## 本紙を印刷物でご覧の方へ

マリレ情報よろず屋をホームページからご覧になる場合は、次のURLから！「マリレよろず屋」で検索してもヒットします！

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/yorozuya/index.htm>



## 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年 4 月 16 日法律第 149 号）

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条（目的）

この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

#### 第 2 条（定義）

この法律において「船舶」とは、第 29 条の 3 に規定する場合を除き、日本船舶（カッコ内は省略）、日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶（カッコ内は省略）又は本邦の各港間若しくは湖、川若しくは港のみを航行する日本船舶以外の船舶であって次に掲げる船舶以外のものをいう。

- 一 ろかいのみをもって運転する舟
- 二 係留船その他国土交通省令で定める船舶

2～3 省略。

4 この法律において「小型船舶操縦者」とは、小型船舶（総トン数 20 ト未満の船舶及び一人で操縦を行う構造の船舶であってその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数 20 ト未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数 20 ト以上の船舶をいう。以下同じ。）

5 省略。

6 この法律において「小型船舶操縦士」とは、第 23 条の 2 の規定による操縦免許を受けた者をいう。

#### 第 3 条（法の適用）

この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。

### 第 3 章 小型船舶操縦者

#### 第 1 節 小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦士国家試験

##### 第 23 条の 2（小型船舶操縦士の免許）

小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許（以下「操縦免許」という。）を受けなければならない。

2～3 省略。

##### 第 23 条の 3（小型船舶操縦士の資格）

操縦免許は、次の各号に定める資格の別に行う。

- 一 一級小型船舶操縦士
- 二 二級小型船舶操縦士
- 三 特殊小型船舶操縦士

水上オートバイが該当します。

2～3 省略。

#### 第4節 小型船舶操縦者の乗船等

##### 第23条の31（小型船舶操縦者の乗船に関する基準）

船舶所有者は、その小型船舶に、小型船舶の航行する区域、構造、その他の小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者に関する基準（以下「乗船基準」という。）に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させなければならない。ただし、次条第1項の規定による許可を受けた場合において、同条第2項の規定により指定された資格の小型船舶操縦士を小型船舶操縦者として乗船させ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

※ 乗船基準（船舶職員及び小型船舶操縦者施行令）

第10条（乗船基準） 法第23条の31第1項の乗船基準は、別表第2の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格についての操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させることとする。～以下省略。

別表第2（第10条関係）

小 型 船 舶	資 格
特殊小型船舶	特殊小型船舶操縦士
沿岸小型船舶	一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士
外洋小型船舶	一級小型船舶操縦士

備考

- 1 特殊小型船舶とは、小型船舶であってその構造その他の事項に関し国土交通省令で定める基準に適合するものをいう。
- 2 沿岸小型船舶とは、特殊小型船舶以外の小型船舶であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶以外の小型船舶であって、沿海区域のうち国土交通省令で定める区域のみを航行するもの  
※（国土交通省令で定める区域とは、同法施行規則第128条）
    - ・平水区域
    - ・本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域
  - 二 母船に搭載される小型船舶であって国土交通省令で定めるもの
  - 三 引かれて航行する小型船舶であって国土交通省令で定めるもの
- 3 外洋小型船舶とは、特殊小型船舶及び沿岸小型船舶以外の小型船舶をいう。

2 前項の規定は、小型船舶操縦者として乗船した小型船舶操縦士の死亡その他やむを得ない事由により小型船舶の航海中に小型船舶操縦者が不在となった場合には、当該小型船舶については、適用しない。ただし、その航海の終了後は、この限りでない。

第 23 条の 32 (乗船基準の特例) 省略。

#### 第 23 条の 33 (小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者)

乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有している小型船舶操縦士でなければ、乗船基準に定める小型船舶操縦者として、その小型船舶に乗船してはならない。

第 23 条の 34 省略。

第 23 条の 35 (小型船舶操縦者以外の乗船) 省略。

### 第 5 節 小型船舶操縦者の遵守事項

#### 第 23 条の 36 (小型船舶操縦者の遵守事項)

小型船舶操縦者は、飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。

- 2 小型船舶操縦者は、小型船舶が港を出入するとき、小型船舶が狭い水路を通過するときその他の小型船舶に危険のおそれのあるときとして国土交通省令で定めるときは、自らその小型船舶を操縦しなければならない。ただし、乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が操縦する場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

※ 国土交通省令 (船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則)

第 134 条 (自己操縦) 法第 23 条の 36 第 2 項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 港則法 (昭和 23 年法律第 174 号) に基づく港の区域を航行するとき。
- 二 海上交通安全法 (昭和 47 年法律 115 号) に基づく航路を航行するとき。
- 三 特殊小型船舶に乗船するとき。

第 135 条 法第 23 条の 36 第 2 項ただし書きの国土交通省令 ~省略。

- 3 小型船舶操縦者は、衝突その他の危険を生じさせる速力で小型船舶を遊泳者に接近させる操縦その他の人の生命、身体又は財産に対する危険を生じさせるおそれがある操縦として国土交通省令で定める方法で、小型船舶を操縦し、又は他の者に小型船舶を操縦させてはならない。

※ 国土交通省令 (船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則)

第 136 条 (危険な操縦の方法) 法第 23 条の 36 第 3 項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 遊泳者その他の人の付近において、小型船舶をこれらの者との衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行する操縦の方法
- 二 遊泳者その他の人の付近において、小型船舶を急回転し、又は縫航する操縦の方法

- 4 小型船舶操縦者は、小型船舶に乗船している者が船外に転落するおそれがある場合として国土交通省令で定める場合には、船外への転落に備えるためにその者に救命胴衣を着用させることその他の国土交通省令で定める必要な措置を講じなければならない。

※ 国土交通省令 (船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則)

第 137 条 (船外への転落に備えた措置) 法第 23 条の 36 第 4 項の国土交通省令で定

る方法は、次に掲げる場合とする。

- 一 航行中の特殊小型船舶に乗船している場合
  - 二 12歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合
  - 三 航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合
  - 四 前各号に定めるもののほか、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合
- 2～4 省略。

5 小型船舶操縦者は、第1項から前項までに定めるもののほか、発航前の検査、適切な見張りの実施その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

※ 国土交通省令（船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則）

第138条（発航前の検査等） 法第23条の36第5項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 次に掲げる発航前の検査を実施すること。
  - イ 燃料及び潤滑油の量の点検
  - ロ 船体、機関及び救命設備その他の設備の点検
  - ハ 気象情報、水路情報その他の情報の収集
- 二 イ、ロ及びハに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査
- 二 視覚、聴覚及びその時の状況に適したすべての手段により、常時適切な見張りを確保すること。
- 三 操縦する小型船舶が衝突したとき又はその小型船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助に必要な手段を尽くすこと。ただし、自己に急迫した危険があるときは、この限りでない。

第23条の37（再教育講習）

国土交通大臣は、小型船舶操縦者が違反行為をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなったときは、速やかに、その者に対し、国土交通省令で定める小型船舶操縦者が遵守すべき事項に関する講習（以下「再教育講習」という。）を受けさせるべき旨を書面で通知しなければならない。

2 小型船舶操縦者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して一月を超えることとなるまでの間（再教育を受けないことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該理由の存する期間を除く。次項において「受講期間内」という。）に再教育講習を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、再教育講習を受けなければならない者が受講期間内に再教育を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、第23条の7第1項の規定による処分を免除し、又は軽減することができる。

※ 国土交通省令（船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則）

第 139 条（再教育講習受講通知の基準）

第 140 条（再教育講習の内容）

第 141 条（再教育講習を受けることができないやむを得ない理由）

第 142 条（再教育講習を受けたことによる処分の免除又は軽減）

省略。

※ 参考 法第 23 条の 7（操縦免許の取消し等）

第 1 項 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること（加）内省略）ができる。ただし、これらの事由によって発生した海難について、海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき（次号に掲げるときを除く。）。

二 法第 23 条の 36 の規定に違反する行為（以下この号及び第 23 条の 37 第 1 項において「違反行為」という。）をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなったとき。

※ 国土交通省令（船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則）

第 93 条（違反行為の内容及び回数の基準） 省略。

三 小型船舶操縦者としての業務又は船舶職員としての職務を行うに当たり、海上衝突予防法その他の他の法令の規定に違反したとき。

#### 第 23 条の 38（海上保安官又は警察官による通知）

海上保安官又は警察官は、第 23 条の 36 の規定に違反する事実をあったことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

### 第 4 章 雑則

#### 第 25 条（海技免状又は操縦免許証の携行）

海技士又は小型船舶操縦士は、船舶職員として船舶に乗り組む場合又は小型船舶操縦者として小型船舶に乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない。

#### 第 25 条の 2（海技免状又は操縦免許証の譲渡等の禁止）

海技士又は小型船舶操縦士は、その受有する海技免状又は操縦免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

### 第 5 章 罰則

#### 第 30 条の 3

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第 18 条、第 23 条の 31 第 1 項又は第 23 条の 35 第 1 項の規定に違反した者

二～四 省略。

#### 第 31 条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 21 条、第 23 条の 33 又は第 23 条の 35 第 3 項の規定に違反した者
- 二 第 10 条第 1 項（カッコ内省略）若しくは第 23 条の 7 第 1 項又は海難審判法第 4 条の規定による業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を行った者
- 三～四 省略。

第 31 条の 2～第 31 条の 4 省略。

#### 第 32 条

第 19 条第 2 項の規定又は第 25 条若しくは第 25 条の 2（カッコ内省略）の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

#### 第 33 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 30 条の 3（同条第 4 号を除く。）又は第 31 条第 3 号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。